

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 (都市・まちづくり課) 1 (27)	全域	建設事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 面積が 3,000 m ² 以上又は高さが 5 m以上の土砂等の盛土等	条 8	「土砂等」 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く）をいう。 「盛土等」 盛土、土地の埋め立てその他土砂等の堆積を行う行為をいう。
1 (28) 都市計画法 (都市・まちづくり課)	市街化区域 (法 7①)	建設事務所長 (委任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課)	(行為の制限) 面積が 1,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	「開発行為」 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	市街化調整区域 (法 7①)	知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 開発行為 建築行為	法 29① 法 42 法 43	「特定工作物」 1 第一種特定工作物 (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント (3) クラッシュャープラント (4) 危険物貯蔵処理工工作物等
	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域 (法 5) 準都市計画区域 (法 5 の 2)	面積が 40,000 m ² を超える開発行為 知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 面積 3,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	2 第二種特定工作物 (1) ゴルフコース (2) 野球場等の運動、レジャー施設等で 1ha 以上のもの (3) 墓園で 1ha 以上のもの 「建築行為」 開発許可を受けた開発区域内において、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等の新築、改築、用途変更を行う場合をいう。